

◎地域の自律的な集落環境づくりに向けて、新たな視点を提供する良書

東 正則 著

農村集落環境の自律的形成手法

2010年12月

農林統計出版 (03・3511・0058) 定価4200円 (本体+5%税)

評……京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻 萩原 和

今日の日本の風景は、とくに都市空間において、その地域性を見出しにくい状況にある。

一方、農村では、現在でも地域の独自性を残しながら保全されている場合が多く、豊かな農村景観を形成している。では、農村景観は今後とも保全されていくといえるのだろうか。いや、著者が指摘するように、都市の二の舞を演ずれば、良好な農村景観は、今にも崩壊する危険性がある。そもそも全国の都市において画一的に適用されてきた制度的手法は、地域の独自性よりも最低限度の基準を満たすことを優先してきた。この手法を何の検証もなしに農村に適用すれば、地域が育んできた独自性を失いかねない。その意味で、農村景観をどのように保全するかということは、現在の法制度とどう向き合うかということに他ならない。

著者東正則氏が「法制度の選択の前に、日常的に自主的な方法で、地域の環境形成を図るべき……」と語るように、本書は

集落環境形成にかかわる法制度を踏まえつつも、「法制度に依存しすぎない自律的な集落環境形成とは何か」を提言している。

本書は6つの章で構成されており、第1、2章において農村集落における自律的環境形成の必要性を指摘しつつ、3章において現行の環境形成関連法制度の現状と課題を整理している。第4、5章では、環境形成手法について実例をあげながら体系化し、第6章において、農村集落環境における自律的形成の今後のあるべき姿をまとめていく。ここでとりあげられた事例は、農林部に都市的整備手法が無批判的に導入された1980年代に調査されている。画一的な制度運用の逆風に対して、いかに地域がたくましく独自性を確保し、

環境形成してきたかが記述されている。

とくに本書を特徴づける部分は第4、5章であろう。具体的には、環境形成手法を「私的自治的」「集落自治的」の2つの視点に分けて論じている点である。まず「私的自治的環境形成」とは、そこに居住する個人が自主的に、目標を実現するために自律的に活動を集積していく各種の方法のことである。一方、「集落自治的環境形成手法」とは、集落の自治機能が有効に機能し、その結果として集落という社会集団としての自律的行為によって、集落の環境形成が図られていく方法のことである。とりあげられた個々の事例が、この2つの視点を用いることで、明快に整理されている。

近年、景観法が制定され、画一的な法制度の運用が緩和されつつある。景観法は、国の基準で景観を評価するのではなく、一地域の価値観を尊重しながら景観計画を策定し、国がその実現を保証するという画期的な法制度である。われわれは、30年の時を越えて景観法という道具を持つこととなった。この道具をいかに使いこなすかを考えるうえで、本書はさまざまな示唆を与えてくれるだろう。